

(紹介手数料の返還)

被採用者が、本人又は紹介者の責めに帰すべき事由により、入社後3ヶ月に達しない期間に退職した場合には、紹介者は、支払われた紹介手数料(消費税込)の50%を返還するものとする。ただし、求人者の責めに帰すべき事由に起因する退職、求人者の都合による解雇もしくは本人の死亡、業務を継続しがたい病気、怪我等、不測の事態による退職の場合は適用されないものとする。